



富山市告示第 435 号

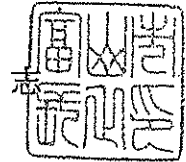
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するので、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区における東本郷換地区、神通川流域二期地区における蔵島換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 21 年 8 月 17 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町東本郷」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 宮ヶ島		275番、276番2、277番2 及び278番2
	婦中町 西本郷		254番1及び255番1の一部
	婦中町 田島		婦中町東本郷175番地先の水路で ある市有地の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町西本郷」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 東本郷		92番の一部、93番の一部及び1 12番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町蔵島」に 編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 板倉		婦中町板倉936番地先の水路である市有地の一部

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 蔵島	八坂島	306番1、309番、310番、 316番1、316番3、331番 1、332番、333番、334番 1、335番、336番1、337 番1、338番、339番1、34 0番及び341番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。